

昭和三十九年五月十八日提出
質問 第七号

公害防止と人権擁護に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年五月十八日

提出者 石田 宥全

衆議院議長 船田 中殿

公害防止と人権擁護に関する質問主意書

国道七号線舗装工事のため、昨三十八年新潟県岩船郡荒川町松山地内に東亜道路株式会社が、プラント施設を設置し、舗装作業を行なったのであるが、周囲の民家において次のごとき被害をこうむつた事実がある。

一 A宅では、病床にある者がいるために真夏昼夜を問わずかやをつり、ばい煙、砂じんを防止しようとしたのであるが、効果なく、病人に対しぬれタオルを口にあてさせ、苦しいながらも過ごしていた。今年も病床にある。

二 B宅では、東側一面がガラス戸である。戸をあけておくとばい煙、砂じんが部屋の中に入り込み、一日に数センチも積もるため、家の中での生活が不可能な状態であつた。戸をしめても余り効果はない。

三 プラント施設個所から、三十メートル以内に居住するC氏は、ばい煙、砂じん及び激しい臭気と刺激のためにのどを冒され、加療のやむなきに至っている。このことは医師が証明しているところである。

四 この地域一帯は、通称荒川東風という強い風が吹くところで有名であり、他の民家に及ぼす被害も多大である。

五 (注)他に施設を設置する場所は、いくらでもある。

このため作業の中止、施設の移転について、強く抗議を続けたため、一時作業を中止していたのであるが、本年に入り松山地内の別の個所に施設を移転し作業を再開しようとしている。

移転した場所は、前年の個所と大差なく、作業が開始されれば前年のような事態が起るであろうことは想像に難くない。

このようなことは、公害防止上許さるべきでないと思うがどうか。

また、人権侵害もはなはだしいといわなければならないと考えるがどうか。かかる事業所に對しては、監督官庁はいかなる指導、監督をしているのか。当然きびしい警告を發し、町民の生活に不安なからしむるよう施設を撤去するか、無害な場所に移転する等、適切な措置を講じなければならぬと思うがどうか。

右質問する。